

特集：子どもの学ぶ権利と多様な学びの現在 ～より良い学びの場を求めて

この1年で学齢期の不登校は2万人増え16万5千人になり、子どもたちの学校離れが進んでいます。しかし、それは、学校という学びの場に飽き足らず、もっと良い学びの場を求めている子どもや保護者の意識が反映され始めている表れ、ともいえます。今年の4月には不登校の小学生のための私立小学校が誕生しましたが、学校に行けない子どもの悲壮感ではなく、「うちの子に合ったより良い学びの場がほしい」という保護者の意識が反映されているともいえます（奥地1-2ページ）。これからのウィズ・コロナ時代は、より良い学びの場を求めて教育の多様化をより加速させていくことになると思われます（汐見3-4ページ）。

2016年12月に普通教育機会確保法が成立し、ようやく学校外の多様な学びに光が当てられ、昨年10月25日に文科省は、これまで出してきた「学校復帰を前提とした通知」をすべて撤回し、学校復帰目標とは別に、子どもの進路意思にもとづく社会的自立の支援を打ち出しました（喜多5ページ）。

そこで、本誌では、特集「子どもの学ぶ権利と多様な学びの現在—より良い学びの場を求めて」と題して、学校外の多様な学びの場の進展状況を日本、台湾（王6ページ）韓国（安7ページ）、の事例から明らかにしてみたいと思います。（編集部）

全国初！不登校の子どもの私立小学校誕生 —不登校特例校：東京シューレ江戸川小学校の開校—

おくち けいこ
奥地 圭子（学校法人東京シューレ学園学園長）

【かわいい小さな学校の開校】

2020年4月、江戸川区西小岩に、廃校を借りて、新しいタイプの小学校が、ひっそりと開校しました。「ひっそり」というのは、開校時28名、かわいい小さな学校が東京の東のはし、それも高いビルもない新中川ぞいの静かな環境に誕生したということに加え、コロナ禍を避けるため、4月・5月と休校状態が続き、実際、リアルに子ども達と出会ったのは、6月になってからであったため、私自身が持ったイメージです。



NEWS LETTER No.141 CONTENTS

特集 子どもの学ぶ権利と多様な学びの現在

- ◆全国初！不登校の子どもの私立小学校誕生 奥地圭子 1
- ◆ウィズ・コロナ時代と多様な学びの発見 汐見稔幸 3
- ◆普通教育機会確保法を動かす主体を創る 喜多明人 5
- ◆台湾の実験教育校（オルタナティブスクール）の最新の動き 王美玲 6
- ◆韓国の「代案学校」（オルタナティブスクール）の条件整備の動き 安ウンギョン 7

子どもの権利条約フォーラムコーナー

- コロナ禍における「新しいフォーラムのかたち」 小神昌彦 8
- 子どもの権利条約フォーラム2021inかわさがが始動 山田雅太 9
- 連載：子どもの権利の国際動向
- 子ども参加の新たな段階の模索 平野裕二 10
- ◆少年法改正問題—その適用年齢をめぐる議論の状況 塚英理子 11
- 本を紹介
- 安部芳絵著「子どもの権利条約を学童保育に活かす」 三田和子 12



江戸川小の校舎

【小学生の保護者の意識変化—うちの子にあった場がほしい】

江戸川小は、普通教育機会確保法第10条にある「不登校特例校」であり、不登校の子どもの成長支援のために都知事より認可されました。設置者は「学校法人東京シューレ学園」であり、すでに13年前に、不登校特例校である「東京シューレ葛飾中学校」を開校し、卒業生も600人を超えます。この学校法人とシューレ中の母体は、今年で35周年を迎えた「東京シューレ」です。学校外に子どもの居場所・学び場を開設、多様な学びの必要性を訴え、子ども中心のフリースクールやホームシューレを運営、不登校の子ども達の成長を長年支えてきました。

公教育で傷ついてはやってくる子ども達に日々会う中で、子ども中心の理念や実践を公教育にもちこみ、「学校」を変えたいと考え、市民発の中学校が2007年誕生しました。

小学校設立に踏み切ったきっかけは、小学校の不登校の増加と、若い保護者たちの意識の変化を感じてのことです。普通教育機会確保法が成立する2016年頃から、フリースクールへの問い合わせ・見学・入会を希望する小学生の親たちが増え、「学校以外も有りかな、と思ひまして」とか「うちの子に合った場を見つけないか」とおっしゃるのです。一昔前だったら「こんな小さい時から学校行かないなんて、もう人生真っ暗です」と泣き崩れる人達が、毎月の親の会でも必ず居られた頃とは違ってきました。

そして、シューレ中にも「貴校のような小学校ありませんか」と問い合わせが増えるように

なりました。もともと小学校で傷ついて、あるいは自分に合わなくてシューレ中にやってくる不登校の子どもと出会うたびに、小学校が何かもっと安心できる場にならないものかとの思いがあって踏み出したのでした。

【不登校の子どもの小学校づくり—3つの壁】

まずは場所探し。中学のある葛飾区には廃校はなく、23区を対象を拡げ探していたところ、江戸川区の協力が得られることになりました。これは本当に運に恵まれたといえます。中学に近いし、不登校支援に理解がある区で、また廃校になってまだ1年しかたっていないきれいな学校をお借りできることになったのですから。

準備過程で難しかったのは、資金・学校設置基準のクリア・カリキュラムの三点です。本当は6学年そろって始めたかったのですが資金の用意が難しく、当面4年生以上で開校し、5年間で6学年揃うように計画しました。それでも思わぬ費用が必要になったりしました。学校設置基準による校庭面積が少し足りず、最終的にプールを埋め立てて第2グラウンドにする等のためです。

カリキュラムは、特例校として学習指導要領の緩和ができ、体験から学ぶ時間を増やしたり、個別性の高い学びをできやすくしたりで企画しましたが、文科省担当との折衝に時間がかかり、全体として書類申請が遅れたことで、生徒募集開始も遅くなり、いざ、という時にコロナ状況に見舞われたのでした。

【江戸川小開校記念式典がオンライン開催】

しかし、小学校は多くの人々の協力で無事誕生し、6月・7月、短縮登校ではありましたが、子ども達のにぎやかな声が空き教室に響くようになって、本当にうれしいです。現在、転入希望者も増え、定員50名は、秋にはほぼ満たされるでしょう。送迎されている親の方も「こんなに楽しそうにかけ回る姿は何年ぶりでしょう」と喜んでおられます。

10月4日には、開校記念式典と東京シューレ35周年祭が、江戸川小をキーステーションにオンラインで開催されます。今後を見守ってほしい思いで一杯です。

ウィズ・コロナ時代と 多様な学びの発見



しおみ としゆき (東京大学名誉教授・ぐうたら村村長)

はじめに

ーパンデミックの中で変わらなければいけない

みなさんも同じでしょうけど、このコロナ問題が起きて、私も高齢になりいろいろ病気を持っているものですから、あんまり新宿あたりを通りたくないと思い、3密を避けるために外出を控えたり、自分からだれにも迷惑かけたくないということもあって、何ヶ月も繁華街にはあまり行かないでいます。

そういう生活の中で、逆にいろいろ気づいたこと、見つけたことがあるのではないかと、思うのです。

そもそもパンデミックが起こった時代の後に、文明は変わっていくというのが常識なんです。その危機を乗り越えていくためには、今までどおりやってはだめで、新しいやり方、生活の仕方に変えなければならぬという考えが深刻に起こるからです。

根本から問われ始めている近代社会

私は、今日、近代特有の社会のあり方が、コロナウイルスで根本から問われたと感じています。

3密がダメだというのは、まあそうだろうとは思いますが、あれって一体何なんだろうと考えざるを得なくなった。満員電車で仕事に行き、ぎゅうぎゅう詰めビルやオフィスで仕事をし、疲れた体で満員電車で揺られて帰ってきて、家には寝に帰るだけという生活。それをずっとくり返してきたわけです。それが急に出来なくなった。最初すごく戸惑ったと思うのですが、テレワークとかでやると、意外とこれで出来るじゃないか！ってことになってきたんですね。

3密なんて、第一次産業が中心だった時代にはあまりなかった。逆にいうと、都会や特定の場所に密集して仕事や教育をするというやり方自体が、近代特有のものだったことがわかってきたわけです。なぜ密集させるのかと言えば、たぶん効率が上がるとか、直接

の指示がしやすいとか、場合によっては競争させやすいということで集めたと思うんですね。だけれど、実は人類の歴史の中でだれもがどこかに集まって密になってやるということは初めてなんです。

教育の歴史で、寺子屋みたいな密はありましたけれども、何時に来るかは決められていませんし、どこに座るかも決めない、子どもが勝手に座ったのです。お祭りなんかでも密になることはあったとは思いますが、そんな年に何回か。だれもみんな密というのは近代特有の現象なんです。

ところが今日発達したメディアを使えば、自分のペースで、密集しなくてもある程度目的は達成することがわかってきた。大手の企業も、たとえば日立製作所では今度のコロナが終わっても2割くらいは家庭で仕事をしてもらおうと切り替えたそうです。小さな会社では、もうオフィスをたたんで家庭で仕事をもらう方が効率が上がるということも出てきています。その方が通勤時間も通勤費もいりませんし。その分家庭にいる時間、自由時間が増えるわけですが、こっちの方が実はある意味合理的で効果的だってことがわかってきたわけです。

人間の自立能力の喪失

もう一つ、今回のコロナ問題で今まで見えていなかった近代の特徴が浮かび上がってきた。それは、人間の自立能力を近代社会になって著しく失ってきたということです。

私たちは、江戸時代に比べて現代社会の方が自立能力が高いと思っているかもしれませんが、それはある意味間違っている。現代では家にとじこもっていたら何もできない、ご飯も食べられない、仕事もできない、圧倒的に制度に依存的になっているんですね。江戸時代には、人々は百姓をめざしたんですね。百の姓をも

っているということは、すべてのことが自分で出来るということですね。家をつくる、醤油をつくる、毎日の食べるものも衣服もみんな自分でつくる、だから危機がきてもうろたえることが少なかった。

ところが職人社会をこわし、製品の流通システムを分業化することによって、近代社会というのは、職人社会の自己完結性を壊してしまいました。そして、だれが使ってくれるか分からない商品を分業で効率よくつくって、売る人、広げる人は別という仕組みができていきます。すると農民の職人も、顔の見える人のためにつくり、売り、一生面倒を見るという世界がなくなり、自分だけで出来ることはちょっとしかないという社会になっていきます。端的に自立能力をなくしていくわけです。依存は大事ですが、依存しないとまったく生きていけない社会になる。それはそれで効率は上がるんでしょうけれど、そういう社会しかありえないんだと思ってしまってしまうと、コロナは絶望でしかない。コロナで仕事を失うと生きていけない、というのはこれからも頻繁に起こると思うんですね。

今回のウィルスはもともとコウモリを宿主としていたといわれていますが、人類の歴史から見ると 20 世紀までに 7 種類のコロナウィルスが見つかっていて、そのうち 4 種類はずっと前の時代に見ついている。なのに、サーズ、マーズと今回のサーズ 2（コロナウィルス 2019 (COVID19) の 3 種類がこの何とこの 20 年の間に見ついている。なぜか。ウィルスはいろいろな生物に宿主をみつけて寄生するんですが、人間がどんどん自然を破壊して、そして生物が棲んでいるところに分け入り食べてしまうと、今回のコロナウィルスのように簡単に人間にうつってしまうからです。たった 20 年に 3 回ですよ。あと 10 年 20 年でまたおこる可能性は十分ある。

だからいつでもこういう起こりうる社会を想定して、新しい安全な社会をまじめに考えてつくっていく必要があるわけです。その一つのキーワードは“自立”です。自分の食べる食料はできるだけ自分でつくる。そして安心安全なものをつくっていくようにする。たとえば都会は空き家だらけですが、そこを更地にして、都市農園にする。そして安心安全な食べ物を都市住民がつくる。新たに地域に分散して住んで、協働し協同して生活を自分たちでつくっていくわけです。そして地域で支えあう。その延長に共同で子どもを育ててい

く。今回のコロナ騒ぎをそうした社会づくりへの契機にしていくことが大事ではないでしょうか。SDGs の実践とかさなりますね。

多様な学び—個別化から共同化へ

そうした流れのなかで、学びも多様化することが可能だとわかってきたわけです。

3 密の授業を分散型ネット型にするというのは、家庭でインフラが整備されていれば、オンライン化の授業である程度成り立つ。しかもズームなどを使ったら、興味をもったこと、質問など、1対1の関わりで出来るし、グループ討論もできる。実際は集団でいるんだけれども学校の直の集団と違うので、人のことで不必要な気遣いなしで学べる。

これは新しい教育のやり方だと思うのです。学校の雰囲気があわず、集団を気にしなけりゃいけない、体が動かないという子どももこれだったら参加出来る。

その場合、教師のほうでも学習の個別化をベースとして共同化に進むことを追求してほしいのですが、そういうことが可能だということが今回分かったことが大きい。たとえば録画しておいて、オンデマンドでもう一度観て生徒同士が何人かでネットで意見交換しながら何かを調べることもできる。

私は、本来の学びの基本は自分の興味があったものをどんどん自分のペースで勉強することであり、その意味で学びというものは個別性が大事だと思っています。そして個別化され学んだものを、伝え、質問し、議論したり、学びあい、協同化していく。そういう学びの個別化と協同化を工夫するところが学校なんだと思います。

おわりに—多様であってこそ学校がおもしろい

サラリーマンが働き方を改革し、3 密のない仕事の形をつくっていく。住み方も都市だけでなくあちこち棲み分けしていく。地方でもっと生活が出来るというようにする。学校も同じように、多様化し、オンライン授業なども活用して、ちょっと遠くても面白い学校があるから参加するとかできるようにする。全国のあちこちの学校を渡り歩く教育もあっていい。学校教育ってものは、本当は多様であった方がずっとおもしろいわけです。それが理解される気運が高まってきていると思います。この期を活かさない手はないですね。

普通教育機会確保法を動かす主体を創る

—2019・10・25 文科省通知の意味

きたあきと
喜多 明人（多様な学び保障法を実現する会共同代表）

【動かない教育委員会、学校現場】

普通教育機会確保法が成立（2016年12月）してから、4年近くが経過しました。

この法律によって、いままで学校一辺倒だった公教育法制に風穴があき、学校外の普通教育、多様な学びの場への公的支援が求められています。とくに、この法律の成立によって、不登校の子どもや保護者に覆いかぶさっていた「学校に行かなければ生きていけない」という学校至上主義の呪縛から精神的に解放されるなどして、それなりに理念法としての社会的な役割は果たしてきたと言えます。

しかし、確保法成立後も、多くの自治体、学校現場では、相変わらずの「学校復帰を目的とした」不登校対策が続いてきました。また、昨年（2019年）の3月に福岡で開催された第6回多様な学び実践研究フォーラムでは、福岡のシュタイナー学校に通う子どもたちが、校長や教育委員会の無理解から、「不登校扱い」ではなく、「不就学」扱いになり、保護者には「就学督促」が出され、その不履行による就学義務違反として「罰金」の危険にさらされている、との報告がありました。「法律はできたが、教育委員会の壁があり、教育現場はほとんど変わっていない」（西野博之さんの言葉）という状態が続いています。

【普通教育機会確保法を動かす行政主体の不在】

では、なぜ変わらないのでしょうか。

基本的な原因の一つは、法律を解釈適用し、実施していく主体が育っていないことが挙げられます。

そのいい例が、文科省の不登校政策であり、学校外の多様な学びへの公的支援を定めた普通教育機会確保法の制定後も、相変わらずの学校復帰を前提とした不登校政策が放置されてきました。

このような法律と不登校政策とのズレ、矛盾を正してほしいとのフリースクール関係者等の多方面の働きかけがあり、それをうけた議員による国会での追及もあり、文科省はここに来てようやく重い腰を上げて、2019年10月25日に、これまでの学校復帰を前提とした不登校政策を普通教育機会確保法に則して転換していくための通知を出したのです。

文科省は、以下の4つの通知を廃止して、10・25通知にさしかえたのです。

① 「登校拒否問題への対応について」（平成4年9月24日付け文科省初等中等教育局長通知）

② 「不登校への対応の在り方について」（平成15年5月16日付け文科省初等中等教育局長通知）

③ 「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」（平成17年7月6日付け文科省初等中等教育局長通知）

④ 「不登校児童生徒への支援の在り方について」（平成28年9月14日付け文科省初等中等教育局長通知）

【出席認定に関する校長の判断基準の転換】

文科省通知（通達）は、「法律をこう理解して実施します」という行政解釈の典型例であり、この行政解釈を、子どもの現場に寄り添う解釈へと民間の力で変更させたことは特筆に値します。

従来、オルタナティブスクールを含むフリースクールに通う子どもに対して、原籍校で出席扱いにするかどうかは、校長の裁量に任されてきました。今回の通知では、校長の「出席認定」の判断基準を変更、大転換させたところに注目すべきでしょう。

廃止された通知（④）では、「当該施設への通所又は入所が学校への復帰を前提とし、かつ、不登校児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切である」と判断される場合に、「校長は指導要録上出席扱いとすることができる。」としていました。

これに対して10・25通知は、「当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず」（生徒が登校を希望した際に、学校復帰が可能なよう支援することを条件として）、「校長は指導要録上出席扱いとすることができる。」としていました。

この判断基準の変更、転換により、明確に、学校復帰を前提とした不登校政策が否定され、学校外の多様な学びも認めて、公的な支援を行うような不登校政策に転換したということが出来ます。

【教育委員会付置＝相対的に独自の中間支援機構】

ただし、ではこの10・25通知を受けて教育委員会が、学校現場に周知し、かつ学校外の多様な学びの場に対して支援することができるのでしょうか。お隣韓国では、各地方の教育庁に付属する「学校外青少年支援センター」が学校外の多様な学びの場への公的支援を行っています。このような中間支援機構を整えていくことが課題と言えます。

台湾の実験教育校（オルタナティブスクール）の最新の動き

おうびれい たんこう
王美玲（Mei-Ling Wang：淡江大学准教授）

【公設民営オルタナティブスクール：種籽（ジョンズ）小学校】

周りを山に囲まれた溪谷には、廃校を再利用した小さな学校がありました。登校するには電車はなく、交通手段は車とスクールバスのみです。子どもたちは朝の掃除をしてから、ミーティングに参加します。一日は6時間限で、必修科目と選択科目そして空き時間もあります。子ども同士で何かトラブルがあれば、昼には自ら開催する法廷に立ちます。ここは台湾・新北市にある公設民営オルタナティブスクール、種籽小学校です。

同校は1994年に開校し、新北市教育局と一期9年間の契約で運営してきました。2021年には期限が来ますが、行政から実験教育校になるようにと求められています。実験教育校になると、補助金が得られて授業料を下げられますが、すべての教師に教員免許を持つ必要があり、さまざまな規制も伴うのではないかと不安から、種籽小学校の関係者は今、契約更新を目標に署名運動を行っています。



種籽小学校でのミーティング（2019年6月24日筆者撮影）

【台湾の実験教育校（オルタナティブスクール）の設立—1990年代】

台湾のオルタナティブスクールは1990年代に設立されはじめ、当初は正規の学校ではなかったのですが、90年代後半に、台湾の行政機関が「非学校形態実験教育（略称「実験教育」）」として、地方限定で認定されるようになりました。その後2014年に、通称「実験教育三法」と呼ばれる、オルタナティブスクールに特化した法律によって全国的に制度化され、現在では、オルタナティブスクールは所在地の行政機関に実験教育校を申請すれば、合法的なものとなります。

子どもの権利条約 第141号 2020年 9月15日

実験教育校には学校であるかどうかによって「学校形態」と「非学校形態」に分けることができます。学校形態は2014年に公立学校のために新しく制定されたもので、卒業証書を発行できる正式な学校です。オルタナティブスクールを実践している民間団体が申請して私立学校になるのも可能ですが、学校形態の基準を満たすことは難しいです。

非学校形態はオルタナティブスクールを制度化したもので、子どもの学籍を教育局が指定した公立学校に置くことを可能にしました。現在、学校形態である否かを問わず、実験的に教育を実施することを一律「実験教育」と称しています。

【へき地振興と結び合うオルタナティブ教育】

実験教育を受けている児童・生徒数をみると、2014年には学校形態は0人、非学校形態は2823人でした。2019年には、学校形態は7334人、非学校形態は8245人となっています。学校形態の増加には、学校統廃合を避けたい実験教育校申請が多く、学校名に「実験」を付け加えた公立学校が増え、へき地教育の振興という目的が込められています。その結果、学校名だけをみても、それがオルタナティブスクールであるかどうかはあいまいになり、実験教育校（オルタナティブスクール）への転換も注目されなくなりました。

【実験教育校がかかえている課題】

非学校形態は本来ならオルタナティブスクールのために制定しましたが、近年では行政機関の申請も増えました。しかし、2020年6月に財団法人資訊工業策進会（Institute for Information Industry）による「運算思維実験教育機構（Taipei Computational Thinking School）」は実験教育校を申請してわずか1年半で、突如の閉鎖を発表しました。また、台北市政府文化局管轄の台北市文化基金会が申請した「影視音実験教育機構（Taipei Media School）」の定員割れ問題もマスコミに取り上げられています。

近年、台湾では実験教育校に対する関心が高いです。しかし、学校形態は限られた内容の公立学校がほとんどで、非学校形態は残された課題が多くあります。種籽小学校のような歴史の長いオルタナティブスクールは、実験教育の規定に合わせて、課題は解決されないまま合法化と学校化が進み、今後の発展の妨げになる恐れもあります。それを避けるために、あえて非学校形態のままを維持するしかありませんが、運営が不安定になるかもしれません。オルタナティブな教育の目標、すなわち子ども主体の授業実践を、学校教育法制においてどのように実践するかは、今後の課題でしょう。

韓国の「代案学校」(オルタナティブスクール)の条件整備の動き

安ウンギョン(東洋大学助教)

【全国 222 の学校外青少年支援センター(中間支援機構)を設立】

2015 年から施行された「学校外青少年支援に関する法律(以下、支援法)」により、3 年ごとに学校外青少年の全国実態調査が実施されています。支援法では 9~24 歳の子ども・若者のうち、小・中・高校に通っていない者を学校外青少年と定めており(小中高の学齢期の子どもの約 6.3%、32 万人が該当する)、国や自治体は実態調査等をもとに学校外青少年の支援策を策定、施行することが義務化されました。また、地域ごとに支援活動の拠点として「学校外青少年支援センター」が新設、または指定され(現在全国 222 センター)、学校外青少年一人ひとりの特性や要求に寄り添った教育、相談、職業体験や就業支援の取り組みが行われている状況です。

学校に通っていない子どもへの偏見や差別、不利な状況を改善し、学校の内外で様々な形で成長する子どもの多様性を認め、子ども一人ひとりの育ち学びを支援するための総合的な対策が法的に根拠をもって取り組み始めていること、それは、学校を離れる子どもが増え始めた 1990 年代頃から、画一的で競争的な受験中心の学校教育への批判がなされて、民間を中心に新しい育ち学び場づくりが始まった以来、国の政策としてもっとも大きな方向転換ともいえます。

2018 年 12 月発表された「学校外青少年実態調査 2018」では、子どもが学校を離れる理由として、学校に通う意味がない(39.4%)、(学校の)勉強が嫌い(23.8%)、好きなことを学びたい(23.4%)、学校の雰囲気が合わない(19.3%)の順となっています。また時期としては、高校 60.5%で最も多く、中学校(26.9%)、小学校(12.4%)の順で、最も必要な支援策として、中卒・高卒認定試験の準備のためのサポート、健康診断、進学情報の提供の順で高かったです。

【不登校の子どもの安全共済・給食支援・健康診断・大学入試学習支援】

こうした結果を踏まえ、2020 年 4 月、教育部(教育等を担当する国家行政機関)から発表された「学校外青少年支援拡大策」には、学校外青少年支援センターを通じた体系的かつ効果的な教育と支援の強化、同年代と交流し楽しく遊んで休む場をつくること(現在 20 カ所から 72 ヶ所まで拡大)、学校外の代案学校(123 の施設の約 8,000 人)を対象に「学校安全共済会」からの控除補償制の導入、学校外青少年への給食支援と健康診断等が含まれました。そして、2020 年 6 月、女性家族部(女性・家族・福祉等を担当する国家行政機関)からも、学習や進学支援の要求に応じて、学習相談や大学受験準備プログラム、大

学入試説明会の開催のほか、不利にならない大学入試制度の改善策が打ち出されました。

【不登校の子どもの権利ガイドブック】

また、「学校外青少年の権利ガイドブック」を制作、公共機関や子どもの利用施設などに配布されましたが、そこには学校外青少年が直面するさまざまな差別事例と防止のための改善案、権利擁護事業の状況と国内外の事例が紹介され、社会認識と制度の改善に活用することを目指しています。

自治体においても、学校外青少年を対象に教育基本手当や学業支援費等の名で教育費用の支援、または、現在の COVID19 の状況による子どもの困難さを減らすために、コロナ 19 危機克服支援金や教育災害支援金などの形で経済的な支援策が講じられています。

145 の自治体(2018 年基準)において学校外青少年支援条例を制定しており、学校外青少年の教育支援の施策の一つとして、代案学校(ここでは、正規の学校以外のオルタナティブな育ち学び場を称する)を支援し、連携する仕組みが作られていることも注目したいです。各代案学校は、代案的な価値や理念にもとづきそこに通っている子どもの学びと生活を支えてきており、また正規の学校教育の革新的な取り組みにも一定の影響を及ぼしながら展開されてきています。

【コロナ禍—代案学校(オルタナティブスクール)の小規模で自由な教育課程が功を奏す】

COVID19 の緊急な状況下で多くの代案学校も非常な事態に直面したのは同様でありました。生活の中での出会いと共有、体験を中心に作られた教育課程をオンライン授業で再現していくことは最初から不可能でした。しかし、自己主導の学習計画と実行、興味関心に基づいたプロジェクト方式に慣れてきている子どもたちは、オンラインでも一緒に学びをデザインし進められてきたといいます。代案学校が追求してき小規模で自由な教育課程と弾力的な運用は、こうした緊急事態でも有効であったことが報告されています(『ミンドゥルレ 130 号』、『コロナ以降の転換』の中から)。

多くの子どもにとって既存の学校は魅力を失い、意味のない場となっています。COVID19 の状況によってもたらされる学校教育の変化が語られていますが、従来通りの内容や秩序等についての議論は不十分であります。子どもにとって意味のある学びを子どもと共に構想していくこと、そういう根本的な転換が必要ではないでしょうか。

コロナ禍における

「新しいフォーラムのかたち」

—子どもの権利条約フォーラム 2020in南砺^{なんと}

おこう まさひこ
小神 昌彦(子どもの権利条約フォーラム 2020in南砺^{なんと} 実行委員長)



ワークショップを取り入れた
実行委員会風景

【フェイスブックを立ち上げました】

気がつけば、8月になりました。雨ばかりの梅雨がようやく開けたと思うと、落ち着くま

もなく酷暑の日々。新型コロナウイルスも一向におさまる気配がなく、お盆のお墓参りすら躊躇されています。今回、全国フォーラムを予定している富山県においても、感染者の出ない日が無いくらいとなっております。常に「開催中止」の文字が頭をよぎりつつも、少しずつではありますが、準備を進めております。

まずは、子どもの権利条約フォーラム 2020in 南砺の情報発信、活動の記録を残すという目的で Facebook ページ(<https://www.facebook.com/crcf2020fb>)を立ち上げました。

実行委員会や子どもたちの様子をはじめ、協力いただいているメンバーやその活動などを幅広く紹介しています。全国フォーラムの準備段階から、団体、個人を問わず横の繋がりを持てればと考えています。

【子ども実行委員会の開催】

子どもたちのほうも、8月8日に新たなメンバーを交えての子ども実行委員会を行いました。2009年から参加してくれていた子どもたち(今は社会人になっている方もいます)も、遠方からオンラインで参加し、当時の大会の様子や、子どもの権利条約を知って良かったことや、活動を通して感じたことなどを伝えてくれました。

最初は、ぎこちない様子ではありましたが、限られた時間の中でもワークショップなどを通して意見を出し合い、相手の話を聞くことで、最後には全国フォ

ーラム当日にやりたいことが、溢れ出てきていました。子どもたち同士が「ここは自分の意見を聞いてくれる場所。意見を言ってもいい場所」と捉えてくれたのではと思います。当日の子どもたちの活躍が楽しみです。また、これは子どもたちとの活動を通していつも思うことですが、「子どもの権利条約」という柱があることで、大人と子どもも最初から良い関係で活動ができるように感じています。

【進むオンライン配信の準備】

ただ、少しずつ確実に進んでいる準備の一方で、やはり新型コロナウイルスの問題は避けて通れません。多くの方に、参加していただきたいところではあるのですが、どうしても会場に入場制限をかけないといけなという現実があります。

このジレンマを解消するため、今大会では NCRC 様、広げよう！子どもの権利条約キャンペーン様に協力いただきオンライン配信をする準備を進めています。

過去に全国フォーラムを開催された団体やキャンペーンに賛同していただいている団体の皆様が活動している地域でサテライト会場を設けてもらい、直接南砺市には来られなくとも画面を通して会場とつながることができるのではと考えています。

コロナ禍における「新しいフォーラムのかたち」を目指しています。

最後に、現在、子どもの権利条約フォーラム 2020in 南砺実行委員会では、サテライト会場を設けていただける団体様および協賛金の募集を行なっております。

詳細については crcf2020@npo-palette.org までご連絡ください。

全国の皆様のお力もお借りして大会を成功させたいと思います。

<川崎市子どもの権利に関する条例施行 20 周年> 子どもの権利条約フォーラム 2021 in かわさきが始動!

やまだ まさた
山田 雅太(かわさき子どもの権利フォーラム 代表)

【<今、再び子ども参加>をめざして フォーラムの招致】

「かわさき子どもの権利フォーラム」は、設立からようやく3年が経ちました。私たちはこの3年間、講演会やシンポジウムを開催したり、学校で子どもの権利学習を行ったりすることを通して、おとなや子どもに条例を知ってもらう活動を続けてきました。条例はつくっただけではだめなのです。それが機能するように、子どもが活用できるように、市民の手で守り、育てていかなければならないと考えています。

さて、川崎市子どもの権利に関する条例は、来年、条例施行20周年を迎えようとしています。そこで「子どもの権利条約フォーラム2021」の川崎市への招致を検討しています。目標は「今、再び子ども参加」をです。川崎には条例で定められた「川崎市子ども会議」や「行政区の子ども会議」、「中学校区の子どもの会議」があります。この他に、子どもを自主的に公募し、子ども委員を組織している市民団体や町会の「子ども会」、ボーイスカウト、ガールスカウトなどの団体もあります。川崎市の子どもの権利条例は、こうしたさまざまな子どもの意見を取り入れながら作り上げられました。

【川崎市子ども会議の活動から】

20年経った、今、もう一度子どもの側からこの条例を見直してみたいと思っています。私自身、「子ども参加」の現在のあり様を考えるために「川崎市子ども会議」を継続的に参観させていただいています(写真は子ども会議の様子)。川崎市子ども会議は、現在、月に2回ほど日



曜日に子ども夢パーク内で開催されています。参加者は、小中学生合わせて9名です。そこに昨年まで子ども委員だった大学生などもサポーターとして参加しています。今年の話し合いのテーマは「コロナと子どもの権利」です。8月2日の子ども会議では、これらの中からテーマが2つに絞られました。

【コロナ禍のなかで、どう楽しくすごすか】

一つはコロナ感染症が蔓延した今の「楽しさとは何だ?」を追求するグループです。「今、あなたは楽しく過ごしていますか?」「あなたが楽しいと思うのは何をしている時ですか?」「コロナの前に楽しいと感じたことと、今、楽しいと感じることで違いはありますか?」子どもたちは、これからこんなアンケート調査をしていくそうです。

【オンライン学習は子どもにとっていいこと?悪いこと?】

二つ目のグループは「コロナと学習」を研究するグループです。学校が閉鎖された中で、オンライン学習が救世主のように現れてきました。最初は、オンライン学習が整備された私立中学校と環境の整わない公立中学校の格差の問題が話し合われました。でも、そのうちに、子どもの発言が取り上げられない、質問に答えてもらえない、わからないうちに進んでしまうなどのオンライン学習そのものが子どもたちにとっていいことなのか、悪いことなのか、議論が白熱していました。簡単にオンライン学習を進めるのではなく、もう一度、子どもたちの声に耳を傾ける必要があると感じました。

このような活動を続けている川崎の子どもたちを「南砺」に参加してもらい、来年度全国の子どもたちと川崎市で語り合う場を作るのが、今の私たちの夢です。

子ども参加の新たな段階の模索 ～国際的調査から

ひらの ゆうじ

平野 裕二(子どもの人権連代表委員)

子ども参加をどのように保障・促進していくかに関しては、国際的にも模索が続いています。たとえば、国際 NGO の「セーブ・ザ・チルドレン」は 6 月に「公的意思決定プロセスに参加する子どもの権利」についての報告書を発表し、地方・国・国際社会の各レベルにおける子ども参加の現状を概観したうえで、子ども参加の促進に資する政治的・社会的・文化的環境をつくり出すことなど、いっそうの取り組みを促しています¹。

また、「子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表」事務所は、子どもに対するさまざまな形態の暴力の問題に子どもたち自身が中心となって取り組んだ 10 の事例に関するケーススタディを行ない、7 月、『子どもたちが主導するとき——子ども参加で暴力に取り組む 10 のアプローチ』と題する報告書を発表しました²。そこには子ども参加の今後のあり方を考えるうえで参考になる内容が含まれているので、概要を紹介します。



「子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表」事務所が発表した報告書の表紙

【「受益者」から「パートナー」、さらに「主導者」としての子どもへ】

報告書で示された結論は次の 7 つです（要旨）。

1. 子ども参加のパラダイムは、「子どもたちの発言を聴こう」から、「子どもたちが問題を特定し、決定を行ない、必要なときは他の人々に異議を申し立て、(中略)幅広いパートナーを動員できるようにしよう」へと変化しつつある。⇒大人は、権限を子どもたちと共有し、権限の委譲さえ行なわなければならない（ただし、それで大人の責任が免除されるわけではないことも理解しておかなければならない）。

2. 子ども主導でなければならない。子どもたちが関与するだけでは十分ではない。⇒可能なかぎり早い段階から子どもたちを包摂し、主導的役割を委ねなければならない。
3. （課題をあらかじめ設定したうえで子どもたちに参加を呼びかけるのではなく）子どもたちに、自分たちが取り組みたいと思う問題を特定するよう奨励しなければならない。⇒大人は、ファシリテーターおよび情報・ツールの提供者としての役割に留まるべきである。
4. 子どもは他の子どもを信頼しており、同じぐらいの年齢の子どもからアプローチされたときのほうが参加しやすい傾向にある。
5. 子どもたちは、プロジェクト終了後も参加を続けることが多い。⇒包括的な子ども参加モデルは突き詰めればエンパワーメントにつながるツールおよび経験であるべきであり、大人が望む成果を得られた段階で終了するべきではない。
6. ICT（情報通信技術）を最大限活用している事例はまだわずかしかない。
7. 報告書で取り上げた事例では子ども参加実践一般に関する基準が適用・尊重されているが、ICTの要素を強化した取り組みにおいては追加的な基準が必要である。

報告書では、子ども参加実践における子どもの捉え方を「受益者」→「パートナー」→「主導者」へと変化させていく必要性が強調されています。受益者である子どもたちの声を聴かなければならないという点については、少なくとも理念としては広く認識されるようになり、また子どもたちをパートナーとしてとらえてともにプロジェクト等を進めていく取り組みも徐々に広がりつつあります。今後は、課題設定も含めて子どもたちに主導権を委ね、大人は一步引いて子どもたちを支える方向に進んでいかなければならないというのが報告書の主張です。

子どもたちをパートナーとして位置づけて協働する実践がいまなお不十分な日本ではまだまだ課題も多く、一足飛びにこのような転換を進めていくことは難しいと思いますが、取り組みの方向性を考えるうえでは参考になる提言です。

¹ Save the Children International, The Right of Children to Participate in Public Decision-Making Processes, 2020. <https://resourcecentre.savethechildren.net/library/right-children-participate-public-decision-making-processes>

² <https://note.com/childrights/n/n345593ec37f5>

少年法改正問題

—その適用年齢をめぐる議論の状況

おおつか えりこ
大塚 英理子 (愛知教育大学)

<与党 PT 合意の公表>

「法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会」（以下、部会）での少年法の在り方をめぐる議論が3年半に及ぼうとしていた2020年7月30日、与党・少年法検討プロジェクトチームから「少年法のあり方についての与党 PT 合意(基本的な考え方)」（以下、与党 PT 合意）が公表された。この与党 PT 合意では、18・19歳の者に少年法を適用すると明言し、少年法適用年齢をめぐる問題に政治的な判断を示した。しかし18・19歳の者については、一定の事件については「原則」として家裁から検察官へと逆送する範囲を短期1年以上の懲役・禁錮にまで拡大し、将来罪を犯すおそれのある虞犯による処分は行わないとしている。さらに、逆送されて公判請求された後には、氏名や顔写真といった本人だと推知できるような報道を解禁している。

<法制審議会の動向>

その後、部会の第28回会議が2020年8月6日に開催され、「取りまとめに向けたたたき台」（以下、たたき台）が配布され、要綱（骨子）が提示された。たたき台は、18・19歳の者に少年法が適用されるのかについては明確にしていない。そのうえで18・19歳の者を「18歳未満の者とも20歳以上の者とも異なる取扱いをすべき」存在であると位置付け、「罪を犯した18歳及び19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例等」（以下、特例等）を示している。この特例等も18・19歳の者の虞犯は処分の対象外とし、「原則」逆送の対象を短期1年以上の新自由刑に拡大、また逆送され公判請求された後には推知報道を解禁している。一見すると与党 PT 合意と近い内容のようであるが、特例等は18・19歳の者への少年法適用を前提としておらず、むしろ少年法適用年齢の引下げを前提とした「若年者に対する新たな処分」の別案のうち乙案に近いものと評価し得る。

<要綱（骨子）の検討>

少年法適用年齢を引き下げるべき論拠としては、民

法上成年となり親権に服さない18・19歳に対し保護原理に基づく保護処分を行うことは正当化できないということ、18・19歳の者を保護処分の対象とするのは法制度全体としての整合性が取れないということ、そして国民の理解・納得が得られないということが主に挙げられてきた。

まず親権について、この考え方は保護原理を国親思想によって根拠付けているが、現在の理解では適切ではないということが指摘されている。また、現在では親権とは子どもの利益を実現する親の義務・責任と理解されており、親権に服するか否かは保護原理に基づく介入の許否に関係ない。

次に法制度全体の整合性については、乙案では18・19歳の事件を全件家裁へと送致し、家裁で処分を言い渡すことができるとしている。家裁は少年に対する保護・教育を根幹に据えた裁判所である。そこで責任原則によって上限を画される処分を言い渡そうとしており、整合性は問題にし得ない。

そして国民の理解・納得については、これを重視する立場の者が何を見て国民の理解・納得を計っているのかは不明である。しかしこの間、少年法適用年齢引下げに反対する声明が数多く出され、とりわけ元少年院長や元家裁調査官の声明は、少年司法の実態と重要な知見を含み、大きなインパクトを与えた。こうした声明に触れることにより、国民は少年法適用年齢引下げが孕む問題性について理解を深めたのではないだろうか。

少年法適用年齢を引き下げないとした与党 PT 合意は、18・19歳の者の取扱いについて「家庭裁判所の更生・教育のための処分は、犯情を考慮して相当な範囲で行うものとし、ぐ犯による処分は設けない」と述べている。これは単に18・19歳の者は虞犯による処分の対象外とするということだけを述べているのか、それとも18・19歳の者に対する家庭裁判所の処分の性質そのものを変えることを意味するのか、注意が必要である。

子どもの権利条約を 学童保育に活かす

～学童保育を子どもと共に活かすためのヒント

- 安部 芳絵 著
- 高文研
- 2020年7月20日
- A5版 191頁
- 1800円+税



本書のねらい

第I部 子どもの権利条約と学童保育

- 第1章 子どもの声を聴かない社会
- 第2章 学童保育支援員に不可欠な子どもの権利条約
- 第3章 「子どもの権利条約」を知る
- 第4章 子どもの権利条約を学童保育に活かす

第II部 子どもの権利条約 条文解説 第1条～42条

コラム

- ① 支援員は先生なのか ② 権利と義務はセットなのか
- ③ 学童保育とジェンダー ④ おとなしい子の記録
- ⑤ 食べてもいいグミと食べられないグミ
- ⑥ 親の前ではよい子 ⑦ 災害と学童保育
- ⑧ 全国一斉休校と学童保育

【学童保育支援員として待望の書】

私は栃木県足利市にある父母会運営の学童クラブに学童保育支援員として12年働いています。子どもの権利条約に出会って16年。子どもの権利条約に出会ってから支援員になったので本書は待望1冊です。

表紙をみると「子どもが豊かに育つ場としての学童保育を子どもと共に活かすためのヒントになる」と書かれています。本書を読み終えた時「子どもと共に活かす」ということやタイトルの「子どもの権利条約を学童保育に活かす」ということがストンと落ちてきます。

編集後記

9月5日と6日に、「第7回多様な学び実践研究フォーラム」がオンラインで初めて開催されました。今回の特集にも加えなかったのですが、残念ながら日程が合わず見送りました。このフォーラムは、多くの分科会をかかえており、各分科会での議論をオンラインでいかに円滑に進めていくが苦労は多かったと思います。しかし、オンラインならではの副産物もありました。全国どこからでもアクセスでき、交通費もかからないというメリットがあり、予想以上に多くの方が参加し、最終集計で434人になったそうです。驚いたのは、この参加者の中で約3分の1が学生たちで147人にのぼったとのこと。不登校問題に対する若者の関心の高さを表しているといえますが、それ以上に感じたのは、「学校に行けないので人生終わり」といった不登校の負の側面よりも、いまの若者たちが受けてきた教育、学校に飽き足らず、もっとより良い学びの場があるのでは、という期待感をもって参加してきているように感じたことです。近隣の韓国、台湾、欧米もそうですが、学校よりもっと良い学びの場がほしい、というオルタナティブの発想がようやく日本にも根付き始めたと言えそうです。(A/K)

本書は第I部では子どもの権利条約とはどのようなものなのか？なぜ学童保育の支援員が子どもの権利条約を知る必要があるのかについて、わかりやすい言葉でかかれています。第II部では条文一つひとつについて詳しく説明され、世界の子どもたち現状についても書かれているので広い視野で条約をとらえることができます。また間に挟み込まれている8つのコラムは学童保育の現場で支援員が日頃感じている疑問や直面する課題について、具体的に書かれているので子どもの権利条約についてより深めていくことができるよう構成されています。

【おとな・支援員の子ども観を問う】

また冒頭のねらいのところで、学童保育での子ども支援を考えるとき重要となるのは「おとなの子ども観」です。と書かれています。毎日一緒に子どもたちと生活している支援員仲間と本書を読んで、子どもの権利条約を基盤においた「子ども観」について考えていきたいと思いました。毎日のスタッフミーティングも変わってくるでしょう子どもたちとの生活そのものが変わってくると思います。

本書を読み進めると自分自身も子どもたちへのかかわりを自然にふりかえることになりました。ざわざわして落ち着かない気持ちにもなり、自分は支援員失格だと落ち込みそうにもなります。しかし、本書には学童保育が子どもの成長発達に果たす役割や学童保育支援員の仕事の専門性についても示されています。学童育ちの3人の息子さんを持つ著者の「放課後はおまけの時間ではない」という言葉は「保護者が迎えに来るまでをただ預かっているだけ」と思われがちな『学童保育支援員の仕事』を言語化してくれています。「放課後は子どもたちの世界が広がる時間。花や実のように目に見える成果が学校で育まれるとしたら、放課後は子どもの根っこが育つ時間。『遊び』がその根っこを育てていく」というまとめの言葉は私たち学童保育支援員へのエールです。専門職としての支援員のアイデンティティが確立されていきます。「よし、明日も頑張るぞ！」と力が湧いてきます。

本書を支援員仲間と一緒に読んだら、いつも手元において、迷ったり困ったりした時だけでなく、うまくいってると感じている時も、自分の子どもとのかかわりをふりかえりながら読み返したいと思います。読み返すたびにまた新しい何かに気づくことができるそんな学童保育のブックレットだと思います。

三田和子（足利市学童保育支援員）

「子どもの権利条約」NO.141号 2020年9月15日発行

★発行（季刊・年4回）
子どもの権利条約ネットワーク
Network for the Convention on the
Rights of the Child
〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1
TEL&FAX 03-3724-5650
Eメール info@ncrc.jp
ホームページ <http://www.ncrc.jp/>

★発行人 喜多明人
★編集人 喜多明人・宇原佐知子
★年会費 5000円 学生 3000円
18歳未満 1000円
*郵便振替 00180-2-750150
*ゆうちょ銀行 ○一九店
当座 0750150
コドモノケンリジョウヤクネットワーク

★印刷 (株)第一プリント